有田市地域活性化商品券取扱事業者募集要項（要約）

物価高騰により負担増となる市民の生活を応援するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業所の経済活動の活性化を図るべく、有田市地域活性化商品券（以下「商品券」という。）事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

1. 事業の内容

【名　称】有田市地域活性化商品券

【発行者】有田市

【対象者】有田市民（令和５年８月１日時点において、有田市の住民基本台帳に記録されている者）

【概　要】

（１）発行額 　　：券面額１０，０００円

（２）取扱店負担額：なし

（３）発行内容 　：額面１，０００円×１０枚（対象１人あたり）

　　　　　　　　　　（内　地元店舗限定券　５，０００円分、全店舗共通券　５，０００円分）

（４）地元店舗　　：市内に本店がある法人又は個人事業主の店舗

（５）配布期間 　 ：令和５年９月上旬から対象者に順次配布予定

（６）利用期間 　：商品券到着後から令和５年１月31日まで

（７）発行総額　　：約２億６，０００万円

　（８）交付方法　　：郵送（ゆうパック）

1. 参加資格

有田市内に店舗を持つ個人事業主又は法人

　ただし、次の事業者を除きます。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項第４号及び第５号並びに

同条第５項に規定する営業をおこなっているもの

○特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業をおこなっているもの

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６

号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者が営業をおこなっているもの

　○下記に定める「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等

３．商品券取扱い厳守事項

　○商品券は物品の販売の取引若しくは借り受け又は役務の提供において利用可能です。

　○商品券と現金の交換は禁止しています。

　○商品券の額面以下の利用であってもおつりは渡さないでください。

　○不足分は現金等で受け取ってください。

　○利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。

　○受け取った商品券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責を負いません。

４．商品券の利用対象とならないもの

　○出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）

　○有価証券、商品券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入

　○たばこ事業法（昭和59年８月10日法律第68号）第２条第１項第３号に規定する製造たばこの購入

　○国税、地方税、使用料等公租公課

　○現金（電子マネーを含む。）との換金、金融機関への預け入れ

　○特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

　○その他、事業趣旨を踏まえ、社会通念上、適当でないと認めるもの

５．事業者の責務等

次に掲げる事項を遵守してください。

○利用可能店舗であることが明確になるよう。掲示物（ポスター等）を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。

○利用者が使用される商品券について、偽造でないかの確認（確認方法は下記確認方法（例））を参考にしてください。

　明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに有

田市役所産業振興課へ報告してください。 確認用として配布する見本は、商品券を取り扱うすべての方に周知してく

ださい。

・確認方法（例）

1. 商品券の両面に印刷があるか。
2. ナンバリングは最大値を超えていないか。
3. 見本を参考に紙質が明らかに違わないか。

○商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に受領印を捺印するか取扱店名を記載することとし、既に

受領印等があるものは、受け取りを拒否してください。

○その他、商品券事業の運営にご協力ください。

６．申し込みについて

　○申し込み方法

希望される方は、この募集要項に同意のうえ、別紙「取扱事業者申請書」に必要事項を記入し、次の宛先まで持参また

は郵送してください。ＦＡＸ又はメールでの提出も可能です。

　・持参、郵送の場合　〒649-0392　有田市箕島50番地　有田市役所産業振興課 宛て

　　・FAXの場合　0737-83-3108

　　・メールの場合　shokokanko@city.arida.lg.jp

○申込期間

令和５年７月１日から令和５年７月2１日まで

※期間内に申込みいただくことで、加盟店舗一覧表に掲載させていただきます。期間経過後も、受付はできますが、HP

への掲載のみとなります。

７．取扱事業者について

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取消、損害金の生じた場合は請求する可

能性があります。

８．換金について

○受け取った商品券は、市長が別に定める請求書とあわせて有田市役所産業振興課へ持参又は郵送してください。

　○請求書受理後、毎月10日又は25日に指定の口座へ振り込みます。

　　 ・10日振込は前月の25日までに請求書を提出してください。

　 　・25日振込は当月の10日までに請求書を提出してください。

　　 ・振込日が休日の場合は、前日の振込となります。

　○換金請求期限は令和６年２月15日までとします。期限を過ぎての換金には一切応じられません。

（問合せ先）

〒649-0392 有田市箕島50番地 有田市役所産業振興課 　9:00～17:00（土、日、祝日を除く）

電　話：0737-22-3623（直通）　　ＦＡＸ：0737-83-3108　メール：shokokanko@city.arida.lg.jp